

【観光庁補助事業（特別体験事業）】

「祭りで富山を元気に！」歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクト事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「祭りで富山を元気に！」歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクト事業業務の委託先候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 「祭りで富山を元気に！」歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクト事業業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年2月28日（金）
ただし、業務完了報告書は、令和7年1月31日（金）までに提出すること。また、業務完了後も、富山県と観光庁による精算が終了するまでは、業務内容に関する問い合わせ等に対応すること。
- (4) 予算額（業務委託費）の上限 75,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※現在、観光庁と調整中の為、減額する可能性があります。
※上記予算額は契約時の予定額を示すものではありません。
- (5) 支払い 委託料の支払いは、原則、業務完了後とするが、一部完了した業務や事前に支払いを要する業務に関する費用は、富山県との協議により、業務実施中に支払うことが出来るものとする。

3 参加形態

参加形態は、単独の法人または複数の法人による共同企業体（コンソーシアム）とする。ただし、同時に複数の共同企業体の構成員となって参加すること、または1つの法人が単独の法人と共同企業体の構成員として重複参加することは出来ない。

共同企業体を構成して参加する場合は、適切な名称および代表事業者を定めた協定を締結すること。企画提案書提出後に代表事業者および構成員を変更することは、原則不可とする。

4 参加資格

次の条件の全てを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書（様式第1号）を令和6年4月15日（月）17時までに富山県地方創生局観光振興室（以下全ての書類の提出先とする）に提出してください。

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、4月17日（水）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

（2）質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第3号）を4月11日（木）17時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、4月12日（金）までに県のホームページに掲載します。

（3）受け付けない質問項目

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

（4）到達確認

（1）、（2）いずれも必ず電話で到達を確認してください。

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

本プロポーザルへの申し込みをされた事業者は、電子メールにより、次の①～⑦の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。

① 企画提案書（様式第4号）

業務内容について「評価基準」を参照のうえ作成してください。

② 経費見積書

仕様書及び企画内容に即してできるだけ詳細に明記してください。

③ 会社概要（様式任意、共同企業体の場合は構成員全員）

④ 定款または寄付行為（共同企業体の場合は構成員全員）

⑤ スタッフ一覧（様式任意）

⑥ 国税・地方税の納税証明書（共同企業体の場合は構成員全員）

⑦ 業務実績（様式第5号）（共同企業体の場合は構成員としての実績でも可）

官公庁及び民間等の主な受注実績（特に観光関係やお祭りを取り扱ったもの）

主な事例を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付してください。

（2）提出場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県地方創生局観光振興室 観光戦略課

立山黒部・広域観光戦略担当（担当：森田）

メール：yuhei.morita@pref.toyama.lg.jp

電話：076-444-3382

（3）提出期限 令和6年4月18日（木）正午 【必着】

（4）提出方法 電子メール

※メール送信後、上記担当に到着確認の電話を行ってください。

7 委託先候補者の選定方法

提出された企画書等の書類の内容を书面審査し、以下の評価基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高い得点を獲得した事業者を候補者とします。

ただし、合計得点が最も高い得点を獲得した事業者が複数いる場合は、各審査員の審査結果において、該当の事業者のうち最も高い得点を獲得した審査員の数が多い事業者を候補者とし、それでも決定しない場合は、提案価格が低い事業者を候補者とします。

ただし、上記「2 (4) 予算額の上限」の委託費の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

<評価基準>

項 目	配点
1. 業務の目的・内容について十分に理解しているか。	1 5
2. 提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。	2 5
3. 提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴っているか。	2 5
4. 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。	1 5
5. 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。	1 0
6. 費用対効果が優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。	1 0
合 計	1 0 0

8 契約

委託先候補者として選定された事業者とは内容を別途協議の上、両者合意に至った場合に、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

前項の規定により選定された事業者が、契約締結前に辞退し契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。

なお、委託先候補者が辞退した場合は、次順位者を候補者とします。

9 その他

(1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。

(4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知するとともに、富山県ホームページにおいて、契約先候補者等の名称を公表します。

10 スケジュール

令和6年4月11日（木）17時	質問書提出期限
4月12日（金）	質問回答
4月15日（月）17時	プロポーザル参加申込書提出期限
4月17日（水）17時	辞退届提出期限
4月18日（木）正午	企画提案書等提出期限
4月19日（金）以降	書面審査
4月下旬	審査結果通知、契約締結